

ボート法人購入のメリット

法人でのご購入について

※顧問税理士にご相談の上ご検討くださいませ。

法人でのボート購入には、ボートをより有効に活用できる多くのメリットがございます。そのため、多くの企業様に法人名義でご購入いただいております。

ぜひ御社でも、ボートの導入をご検討されてみてはいかがでしょうか。

当マリナーでは、心のもったおもてなしと充実したサービス、快適な施設を通じて、お客様に上質なマリンライフをご提供しております。ボートや海の魅力を存分にご体感いただき、日常では味わえない特別なひとときをお過ごしください。

法人で所有するメリット

社内利用規約を設けて乗船記録をとることにより

福利厚生施設としての利用が可能

社員同士のコミュニケーションツールとして活用でき、社内の交流促進が期待されます。また、ご家族も利用可能にすることで、企業イメージの向上と社員の絆づくりにもつながります。

【事業に必要な資産として購入することで、ボートの維持管理費・燃料費・保管料などを福利厚生費として計上可能】

※経費として計上するためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ・ボートの利用規定を作成し、全従業員の福利厚生として利用
- ・ボートの免許は複数の従業員が所有し、研修・クラブ活動・イベント等に使用
- ・いつ、だれをどのような目的で乗船させ、運航したかを記載した乗船名簿の作成と保管

会社のイメージ UP へ

ボートを所有する企業には、経営の安定感や活気のある印象があり、顧客や取引先に好印象を与えることができます。

また、取引先のお客様を相模湾の青い海と空が広がる特別な空間へお招きし、非日常のひとときをお楽しみいただけます。開放的な雰囲気心がを和ませ、より良いコミュニケーションの場としても最適です。

さらに、ボートを活用したイメージ戦略はビジネスチャンスを広げるとともに、お客様との信頼関係の構築にもつながります。

ビジネスチャンス・交友関係の広がり

開放的な空間は、社員の気持ちをリフレッシュさせ、活気を生み出します。

ボートを会議室として活用することで、新たな発想やクリエイティブなアイデアが生まれ、ビジネスチャンスの創出にもつながります。

また、マリナーでは他艇オーナー様との出会いもあり、交友関係の広がりも期待できます。

節税対策の一環に

ボートは、比較的短い償却年数で減価償却できるのが特徴です。

そのため、短期間で経費計上が可能となり、高い節税効果が期待できます。

研修でのご利用・人材育成の最適なツール

ボートはレジャーでありながら、自然を相手にするため危険を伴うこともあります。そのため、何よりも大切なのは安全への配慮です。

安心・安全に楽しむためには、ルールを守ることが不可欠となります。

また、安全な航海には状況に応じた判断力や、チームワークを高める協調性も求められます。こうしたボート体験を通じて自然の中で培われる力は、社会のさまざまな場面で役立ちます。

ボートは人材育成のツールとしても有効にご活用いただけます。



税制上のメリット

ボートの購入費用は必要条件を満たせば、「経費（資産取得価格）」として計上できます。また、ボートは償却年数が比較的短く、短期間での経費計上ができる点も特長です。さらに、償却期間終了後も資産価値が残るため、売却益が見込めるケースも多くあります。

【法律改正により、小型船舶操縦士免許で24m未満の大型艇まで操縦可能に】

小型船舶操縦士免許で操縦できるプレジャーボートは20t(50ft)前後を境に分類されます。

20t未満の艇→日本小型船舶検査機構(JCI)の検査対象

20t以上の艇→国土交通省管轄(JG)の検査対象

20t未満の艇

JCI

- ・新艇の償却期間は4年
(モーターボートの場合)
- ・中古艇の償却期間は2-3年
(使用年数により異なります)

20t以上の艇

JG

- ・新艇の償却期間は7年
(強化プラスチック艇の場合)
- ・中古艇の償却期間は2-6年
(使用年数により異なります)

(1) 法定耐用年数の全部を経過した資産

⇒その法定耐用年数の20%に相当する年数

(2) 法定耐用年数の一部を経過した資産

⇒その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の20%に相当する年数を加えた年数

なお、これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とします。

償却残高の1円は、備忘価格として船舶除却の際まで計上されます。

償却価格は取得時期に応じて月数按分されますので、ご注意ください。

また耐用年数は船舶の種類や経過年数に応じて異なる場合がございますので、詳細は顧問税理士へご相談くださいませ。弊社からもご説明可能でございます。

【法人購入はリースのご利用も可能】

- ・会社の福利厚生や会社の事業で使用する場合は、一定の要件のもとリース料を経費処理する事が可能です。
- ・事務手続きの軽減。(一定のリースは、資産計上や償却資産税の納付の必要がありません。)
- ・資金の有効利用。
- ・船体保険・対人対物保険を含めることができます。

弊社提携ファイナンス会社

提携ローン会社

JACCS

Orico

アプラス

Cedyna

提携リース会社

KT GROUP

SMFL

静銀リース